令和７年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所
設置促進事業者及び運営事業者 募集要項
（その１）

令和７年５月

伊 丹 市

Ⅰ．募集概要（プロポーザル実施要領追記）

（１）募集の趣旨

伊丹市の放課後児童クラブは、現在、市内１７小学校区において、「放課後児童くらぶ」という名称で、公設公営で開設しています。近年、共働き世帯の増加に伴い保育需要が急増し、本市の児童くらぶの利用者についても増加の一途をたどっています。これまでも空き教室の活用とともに学校敷地内に専用棟建設等の施設整備や定員の弾力運用等により定員拡大を図ってきましたが、現状においても施設は不足気味であることから、利用者の増加や多様なニーズに対応するため、今後定員を大幅に超えることが予想される地域を対象に、伊丹市の補助を受けて民設民営放課後児童クラブの整備及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を広く公募します。

（２）注意事項

「子ども・子育て支援新制度」「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、現行の放課後児童クラブと同等程度の基準を確保する必要があるため、民設民営放課後児童クラブの施設整備や運営にあたっては「伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守した上で「伊丹市立放課後児童くらぶ条例」及び「伊丹市立放課後児童くらぶ条例施行規則」に準じて実施計画等を作成してください。

（３）募集内容等

ア　対象児童

・伊丹市内在住で小学校等に就学している１年生から６年生までの児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童。

※障害のある児童の場合、入所について伊丹市と協議の上受け入れること。

イ　定員及び児童１人あたりの専用区画面積

概ね１施設につき１支援室とし、１支援室の定員は４５人以下とする。

児童１人あたりの専用区画面積は、概ね１．６５㎡とする。

ウ　開設時期

令和８年４月１日（厳守）

エ　開所時間

開設する小学校区にある伊丹市立（公設公営）児童くらぶの開所時間に準ずること。

小学校の授業日	放課後～19:00（17:00～延長保育）
小学校の休業日	8:15～19:00（17:00～延長保育。ただし、土曜日は延長保育無・日祝は閉所）

オ　開所日

以下に掲げる日を除き、開設する小学校区にある伊丹市立（公設公営）児童くらぶの開所日に準ずること。

・日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律１７８号）に規定する休日

・１月２日、３日並びに１２月２９日から１２月３１日

カ　自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）

・多様な市民ニーズに応えるために、伊丹市立（公設公営）児童くらぶでは提供していな

い付加的サービス（※）や放課後児童健全育成事業に含まれない多様な活動（※）については、自主事業（事業者が独自に提供する通常保育以外の市規定外の事業）として提案が可能であり、積極的に行うこと。

・自主事業は運営事業補助の対象外となるが、伊丹市と予め協議のうえ別途費用徴収は可能（別添の「１０　補助金」内の「運営等事業費補助金の交付対象の時間帯について」の項目の内容を留意のうえ自主事業を実施すること）。

・放課後児童健全育成事業に含まれない塾やスポーツクラブ、習い事活動等の自主事業を主たる目的とする提案では応募できません。

※自主事業として考えられる付加的サービス及び活動の例

◆伊丹市立児童くらぶでは提供していない付加的サービス

１９時以降の延長保育、日曜日等の開所、民設民営放課後児童クラブから自宅等への送迎等

◆放課後児童健全育成事業に含まれない多様な活動

英会話・ダンスなどの習い事活動等

◆その他　長期休業期間中の昼食の提供、朝食、夕食の提供等

Ⅱ．選考の方法（プロポーザル実施要領追記）

（１）選考の方法

ア　補助対象候補施設の選定

・伊丹市放課後児童健全育成事業所設置及び運営者選考プロポーザル審査会（以下「選考審査会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、補助対象候補施設を選定します。

イ　補助対象施設の決定

・選考審査会において補助対象候補施設の選定後、伊丹市の補助を受けて民設民営放課後児童クラブの整備等を行う民設民営放課後児童クラブ施設（以下「補助対象施設」という。）として伊丹市が決定します。

・応募受付期間に事業実施施設の確保が確実に見込まれる根拠資料（賃貸借確約書等）が未提出の場合、その提出を待って決定します。

・ただし、補助対象候補施設の選定通知日から３０日以内に提出が無かった場合、当該補助対象候補施設を選定から取り消します。

ウ　選考結果と公表

・選考結果は応募者に文書で通知します。

・電話等による審査結果や審査内容にかかる問い合わせには応じません。

・審査の結果、４施設未満の選定もしくは「該当なし」とする場合があります。

・決定事業者の法人名等については伊丹市ホームページにて公表します。

Ⅲ．その他

（１）提案内容に関する追記

ア　提案内容等は、次の項目に注力し記載してください。

（ア）応募した動機について（様式 13）

・応募した動機及び施設の特徴や工夫点、その他アピールポイントがあれば記述してください。

（イ）民設民営放課後児童クラブの基本理念及び運営方針について（様式 13）

（ウ）保育内容について（様式８及び様式 13）

・１日の流れや年間カリキュラム等を具体的に記載してください。

（エ）児童の健康管理について（様式 13）

・日々の児童の健康管理をどのように行うのか、アレルギーのある児童へどのように対応するのか等、具体的に記載してください。

（オ）サービスの向上について（様式 13）

・保護者との信頼関係を築くための取り組み等について記載してください。

・学校や地域等との連携、協力について、どのように取り組むか具体的に提案してください。

（カ）登所降所時の安全確保について（様式 13）

・学校から民設民営放課後児童クラブまでの安全確保（送迎含む）についてどのように取り組むか具体的に提案してください。

（キ）運営体制について（様式７及び様式８）

・保育の実施体制について、組織体制や職員配置計画を具体的に記述してください。また職員の雇用、人材確保等に関する考え方を提案してください。

（ク）自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）の予定について（様式 13）

・自主事業の予定がありましたら、その取り組み内容について具体的に記述してください。

（ケ）事業実施施設について（様式９）

・事業実施施設の選定理由、事業実施施設の確保の状況、防火及び防犯対策、事業実施施設へのアクセス（小学校からの徒歩時間等）を具体的に記述してください。

（２）提案に関する追記

ア　提出書類は、公文書公開請求があった場合、伊丹市情報公開条例に基づき公開することがあります（非公開情報を除く）。

イ　募集期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、伊丹市ホームページに掲載することがあるので、定期的に確認してください。伊丹市ホームページの掲載内容を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。

ウ　応募のために支出した費用等（補助対象候補施設の選定通知日から３０日以内に賃貸借確約書等の提出が無かった場合に当該補助対象候補施設を選定から取り消した場合に生じた損害含む）については、伊丹市は補償できません。

Ⅳ．問い合わせ

教育委員会事務局 こども未来部 こども室 次世代育成課（伊丹市役所 本庁舎２階）
電 話：０７２－７８４－８０７９
e－mail：kosodate@city.itami.lg.jp
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）午前９時から午後５時３０分まで（正午から午後１時までを除く）

令和７年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所
設置促進事業者及び運営事業者 募集要項
その２

（設置及び運営に関する条件等）

令和７年５月

伊 丹 市

Ⅰ．放課後健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」）の概要

（１）事業の目的

放課後児童クラブは、児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものとする。

（２）事業の内容

ア　児童の保育に関する業務

放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的な補完をしながら生活の場を提供し、遊び及び生活を通して児童の健全育成を図ることを目的として次の業務を実施する。

（ア）児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に係る業務

（イ）児童への基本的生活習慣の確立に向けた指導

（ウ）遊びや体験を通じ自主性、社会性及び創造性を培う活動

（エ）保護者への連絡、支援及び連携

a　おたより、連絡帳等を活用して、家庭との連絡を行うこと。また、必要に応じて保護者会や個人面談を行い、児童の生活を保護者に伝え相互理解を深めるように努めること。

b　保護者との確認をもとに、必要とする児童には宿題ができる環境を整える等の配慮をすること。

（オ）民設民営放課後児童クラブ以外の児童や地域住民との交流活動

（カ）指導内容に関する情報の共有

（キ）学校との連絡及び調整、地域の関係団体等との連絡及び調整

（ク）支援員等の研修（応急処置、衛生管理並びに防災、防火対策及び防犯対策等）

（ケ）行事や活動の企画と記録

（コ）事務（記録やおたより等の作成、提出物の点検及び会計事務等）

（サ）清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

イ　児童の健全育成を図るための事業に関する業務

児童の健全育成を図るため、児童の状況や地域環境、支援員等の技能等を考慮の上、次に例示する活動を実施するよう努める。

児童自ら進んで行う自由遊び、集団遊び、グループ活動、制作物の作成、遊びの伝承、読み聞かせや読書活動、劇遊びや表現活動、スポーツ、季節行事や伝統行事、食育活動、飼育や栽培の活動、表現や鑑賞の活動、遠足やクラブ外での活動 等

Ⅱ．民設民営放課後児童クラブ施設（以下「施設」）の設置等に関すること

（１）施設の設置場所は、募集地域の小学校区内とすること。設置場所の選定に際しては、必要な児童が広く利用できるとともに、送迎において小学校の周辺や保護者のお迎え等の利便性が高い場所等、その事業特性を十分考慮した上、将来的に継続した運営が可能となるようニーズが見込まれる場所とすること。また、開設する施設の校区以外の児童が入所を希望する場合は、当該児童が在籍する小学校と開設する施設との間の送迎を行う（小学校の休業日は除く）こと。

（２）事業者自らが所有又は賃貸する物件において運営を行うこと。ただし、賃貸物件の所有者又は貸主が事業者の役員（役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄附者等特別の関係のある場合には、賃料について近隣の同等程度の物件の賃料と比較して、同程度であると確認できること。

（３）施設は事業者が確保するものとし、建物は事業者が令和７年度中に整備し、令和８年４月１日までに確実に開設するよう進めること。開設前のスケジュールは「工程表（任意書式）」で示すこと。

（４）施設は、建築基準法の新耐震基準を満たしていること。施設が昭和５６年５月３１日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題が無いもの又は耐震補強済みのものであること。

（５）建築基準法、消防法、その他関係法令の要件を遵守していること（検査済証又は建築基準法に係る台帳（建築物）記載事項証明（検査済証交付年月日が記載されているもの）を添付すること）。

※検査済証がない場合：「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成２６年７月２日 国住指第１１３７号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類を添付すること。

※放課後児童健全育成事業のみならず、自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）の実施にあたって必要な手続き等が無いかについても確認すること。

（６）保育室、手洗い場、児童用トイレ、児童用ロッカーの設備を設けるとともに、維持のために必要な施設、設備の修繕や保守点検を行うこと。

（７）専用区画の面積は、児童１人につき、概ね１．６５㎡以上あること。

（８）保育室がトイレと区画されていること。

（９）児童の保健衛生上必要な日照、採光及び換気等に十分配慮された建物であること。

（１０）消火器等の消防設備が設けられていること。また、防火・防犯の観点から、二方向避

難経路を確保できる施設が望ましい。

（１１）地震時の大型家具等の転倒防止措置を講じる等、児童の安全確保の配慮がされていること。

（１２）その他、伊丹市が制定する「伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」における基準を満たすこと。

（１３）土地や建築に関する関係法令等を満たし、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、伊丹市又は関係機関の所管課等に確認の上、実現可能な改修計画書として提出すること。

（１４）施設の整備に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、外構・付帯工事、給水装置の新設等の分担金他一切を含む）は事業者の負担とすること。

（１５）同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、放課後児童健全育成事業を行う場所と明確に区分けをすること。

Ⅲ．民設民営放課後児童クラブの運営に関すること

（１）民設民営放課後児童クラブの定員は、４５人以下とする。

（２）管理者及び職員配置
ア　民設民営放課後児童クラブを管理する者（管理者）を配置すること。
イ　放課後児童支援員の数は、クラブごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員をもってこれに代えることができるが、その場合においても、開所時間を通じて放課後児童支援員を１人以上配置されていなければならない。

（３）放課後児童支援員の資格要件
以下のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したもの。
ア　保育士、教諭、社会福祉士の資格を有する者
イ　大学、大学院において社会福祉学、心理学等を専修・専攻した卒業者
ウ　高等学校を卒業し、放課後児童健全育成事業に２年以上従事したもの
エ　その他「伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第１０条を確認すること

（４）施設等の転用について
設置促進事業費補助金、賃借料補助金を受けた事業者は、施設等を民設民営放課後児童クラブの目的以外に使用しないこと。ただし、市規定外の時間かつ民設民営放課後児童クラブの運営に支障がない場合は、この限りでない。

（５）民設民営放課後児童クラブが困難になった場合の措置について

ア　民設民営放課後児童クラブを１０年間以上継続実施すること。（１０年未満の間に事業の継続が困難になった場合は事業実施年数に応じて、交付済の設置促進事業費補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある）

イ　事業者は、事業の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに伊丹市に報告しなければならない。

ウ　事業者の責めに帰すべき事由により適正な事業運営が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、伊丹市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、伊丹市は、事業者の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

エ　事業者が伊丹市の指示に従わないときや、事業者の財政状況が著しく悪化する等、事業の継続が困難と認められる場合は、伊丹市は、事業者の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

オ　前記ウ又はエにより事業者の補助金交付決定が取消された場合は、伊丹市に補助金を返還しなければならない。

カ　伊丹市又は事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、伊丹市と事業者は、民設民営放課後児童クラブの継続の可否について協議することとする。

（６）その他

ア　民設民営放課後児童クラブの入所募集及び入所決定は、伊丹市と協議の上、事業者が募集し入所決定すること。

イ　必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。

ウ　保護者との連絡を密にし、保護者の意見を踏まえた民設民営放課後児童クラブの運営に努めること。また毎年度保護者アンケートを実施し、結果を保護者と共有すること。

エ　学校・地域・行政等との連携を図ること。

オ　児童支援員等の資質向上に向けて、職員研修を実施すること。

カ　児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。特に送迎時にも対象となる保険に加入すること。

キ　小学校からの民設民営放課後児童クラブまでの児童の送迎については、安全を確保し実施すること。なお１年生の入学当初の送迎については、校区内であっても安全の確保に特に配慮すること。

ク　利用者の募集は事業者が主体となって行い、魅力的な自主事業の展開等で自律的に利用者の確保を行うこと。

ケ　就学前施設において、民設民営放課後児童クラブを実施する際には、積極的に卒園生以外の児童を受入れること。

コ　利用料金は、事業者が定め保護者から徴収すること。

サ　民設民営放課後児童クラブを運営する上で知り得た内容や個人情報の取り扱いは、個人情報保護法を順守すること。

令和７年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所
設置促進事業者及び運営事業者 募集要項
その３

（補助金について）

令和７年５月

伊 丹 市

Ⅰ．補助金について

（１）補助金の概要

民設民営放課後児童クラブ事業に係る補助金は、以下の項目である。

●伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業費補助金 民設民営放課後児童クラブの開設準備に係る施設改修、備品購入等に関する補助金

ア　補助金は、伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業費補助金を利用した事業者でなければ、伊丹市放課後児童健全育成事業所運営費補助金を利用できません。

イ　自主事業にかかる経費は補助対象外とする。

（２）補助金の交付対象者

伊丹市放課後児童健全育成事業所設置及び運営者選考プロポーザル審査会の審査を受け、補助対象事業者として決定された法人等。

（３）補助金の詳細

●伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業費補助金（開設準備に係る補助金）

ア　補助基準額

補助事業	対象経費	補助基準額	支払予定
開設準備補助事業（Ⅰ）	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパート等既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開設準備に必要な経費（建物改修費、備品購入費、礼金等）	12,600,000 円	事業者が施設整備に係る支払完了後
開設準備補助事業（Ⅱ）	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパート等既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に必要な経費（建物改修費、備品購入費等（礼金・賃借料（開設前月分）は除く））	12,000,000 円	
開設準備補助事業（Ⅲ）	放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（設備整備費、備品購入費等）	5,000,000 円	
開設準備補助事業（Ⅳ）	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事	1,600,000 円	

	業並びに開設準備に必要な経費（設備整備費、備品購入費、礼金等）		
開設準備補助事業（Ⅴ）	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入に必要な経費（設備整備費、備品購入費等（礼金・賃借料（開設前月分）を除く））	1,000,000 円	

イ　施設改修、備品購入補助等における注意事項

（ア）補助金交付決定前に契約又は実施している施設の改修や、備品の購入費用、修繕費用等については、補助の対象とはならない。

（イ）伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に該当しない施設においては、補助金の交付はできない。

●伊丹市放課後児童健全育成事業所運営費補助金（運営等に係る事業補助金）

次年度以降は、以下の補助事業を計画しています。

・運営補助事業

※児童数に応じて算定した補助金に加え、別途開所日数と開所時間に応じた以下の加算があります。

障害加配補助事業	上限 2,059,000 円（年間）
賃借料補助事業	上限 3,374,000 円（年間）
送迎費補助事業	上限 536,000 円（年間）

（４）補助金交付における注意事項

ア　収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助事業等完了後の翌年から５年間保存保管しておくこと。

イ　補助金交付に係る書類等の提出は遅滞なく行うこと。

ウ　補助金交付の該当事項に対して監査を受けること（随時現地調査を行う場合もあり）。

エ　補助事業に関する重要事項について伊丹市の意見が反映される仕組みとなっていること。

オ　各法人（社会福祉法人以外の法人を含む）の行う入札契約については、「社会福祉法人における入札等の取扱いについて」（平成 29 年３月 29 日雇児総発 0329 第１号・社援基発 0329 第１号・障企発 0329 第１号・老高発 0329 第３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）に準じた方法で入札を行うこと等の各種条件がある。（改修工事が 250 万円を超える場合、原則、３者見積を徴取しなければならない等）

カ　補助額は、対象経費と補助基準額を比較して少ない方の金額になる。

キ　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない（返還の期限は、当該返還命令のなされた日から２０日以内とする）。

ク　補助事業実施において申請等に虚偽があった場合は、補助金は全額返還しなければならない。

Ⅱ．補助金手続きのフロー

候補事業者の決定 → 交付申請書提出 → 交付決定通知書受領 → 補助事業の実施 → 実施報告書提出 → 確定通知書受領 → 補助金請求 → 補助金受領

※審査の結果、補助金の交付条件に該当しない場合は、補助金の交付はできません。

（１）提出書類

（ア）交付申請時

⑴伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付申請書・事業計画書（要綱様式第１号）

⑵補助対象経費に係る事業の収支予算書

⑶申請を行う者が法人である場合にあっては，法人登記簿謄本及び役員名簿

⑷設計書及び工事等関係図面

⑸補助対象経費に係る見積書

（第３条第１項第１号及び第２号に掲げる補助対象経費にあっては，複数の事業者から徴した見積書）

⑹施工前の写真

⑺申請者が法人である場合にあっては法人市民税の納税証明書，個人である場合にあっては市町村個人市民税の納税証明書（交付申請時において取得できる直近の年度のもの）

⑻誓約書

⑼その他伊丹市長が必要と認める書類

（イ）実績報告書（事業完了の日から２０日以内または当該事業年度の末日のいずれか早い日）

⑴伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金実績報告書・事業実績報告書（要綱様式第５号）

⑵領収書その他の補助対象経費を支出したことがわかる書類

⑶補助対象経費に係る事業の収支決算書

⑷工事等にかかる内訳書

⑸工事請負に係る契約書の写し

⑹施工後の写真

⑺その他市長が必要と認める以下の書類

・整備する施設に係る建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項の検査済証の写し（整備する施設が新築される場合に限る）
・整備する施設に係る建築基準法第８７条第１項において読み替えて準用する同法第７条第１項の規定による工事完了の届出をしたことを証する書類の写し（整備する施設が用途の変更を伴う場合に限る）
・消防設備等の設置について、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第８条２の３第２項の検査及び同法第１７条の３の２の検査を受けたことを証する書類の写し

Ⅲ．その他

（１）決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守する他、施設の整備及び民設民営放課後児童クラブ運営にあたっては関係法令を遵守することはもとより、伊丹市の指導に応じること。

（２）施設の改修等に係る諸手続きは、決定事業者が行ってください。

（３）事業計画の変更は原則として認めません。ただし、伊丹市と相談の上、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限り、変更を認めるものとする。特に、開設日（令和８年４月１日）については厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めない。

（４）伊丹市は、決定事業者において、以下の場合、その決定を取り消すことができる。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできない。
ア　本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
イ　当初予定していた施設等の確保が困難になる等計画内容に大幅な変更が生じたとき。
ウ　予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
エ　その他の事情により、適切な民設民営放課後児童クラブの運営が困難と認めるとき。

（５）事業者決定後、事業実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。